

法曹コースの制度設計等について

I. 法曹コースの制度設計

1. 法曹コースの意義

法学部等が、自校又は他校の法科大学院と連携して体系的・一貫的な教育課程を編成し、法曹志望者や法律の学修に関心を有する学生に対して、学部段階からより効果的な教育を行うもの。

※ 法曹コースから法科大学院に進学するに当たっては、入学者選抜が行われるため、コースを修了した者が無条件に進学を保証されるわけではない。

2. 法曹コースの制度的位置付け

- ◆ 法曹コースは、法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を修得させることを目的とし、当該法科大学院における教育との円滑な接続に配慮した教育を行う課程として、認定するものとする。この手続きは、法令において規定する。

3. 法曹コースに求められる事項

(1) 教育課程

- ◆ 一以上の法科大学院と教育課程について協議し、その結果に基づき、当該法科大学院における教育との接続に配慮した体系的・一貫的な教育課程を編成すること

- 法律基本科目に相当する科目を中心に、連携先の法科大学院における教育課程との連続性及び全体としての体系的バランスを確保し、より一層効果的な学修成果が得られる教育課程を編成することが求められる。
- 連携の前提として、法科大学院において、教育課程や当該教育課程を履修する上で求められる能力・資質を公表するとともに、法曹コースを置き、又は置こうとする法学部に対し必要な協力を行うことが必要である。
- 実務基礎科目など理論と実務を架橋する教育については、原則として引き続き法科大学院で行う。
- 法科大学院における双方向の少人数授業への導入として、ゼミや演習科目の学修を期待する。
- 連続性に配慮した教育課程の編成の一環として、法科大学院科目の科目等履修や法科大学院科目の共同開講科目の履修を推進する。
 - ※ 基礎法学・隣接科目や法律基本科目と関連が深い展開・先端科目を主に想定しつつも、各法学部・法科大学院の判断に委ねる。当該科目の単位は、法学部又は法科大学院の一方にのみ算入できる。

◆ **法科大学院の法律基本科目に相当する科目等について、法科大学院の既修者コースへの進学に必要な学識を培うことができる充実した教育を行うこと**

- 法律基本科目に相当する科目である憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法については、開設することを必須とし、連携先の法科大学院既修者コースでの学修に円滑に接続するため十分な範囲(当該法科大学院と協議して定める)の履修を求める。

◆ **厳格な成績評価を実施すること**

- 法曹コースの学生は、学部成績等を重視する特別選抜(3.において後述)の対象となり、選抜時、学部成績が「法科大学院の既修者コースへの進学に必要な学識を備えているか」の重要な判断材料となることを踏まえ、評価を厳格に行う必要がある。
- 他のコース学生と比べて、相対的に厳格な成績評価を実施すること(評価基準を変えるなど)を求めるものではなく、特別選抜時の判断材料として利用可能な水準であることが必要。
- 法律基本科目に相当する科目については、最低限、論文式試験を課すことを求める。

◆ **連携先の法科大学院において、当該法科大学院に進学する者が法学部で修得しておくべき学識・能力について整理し、公表すること**

- 「法科大学院進学希望者に対する法科大学院と法学部の連携に関する調査研究」を参考としながら、各法学部・法科大学院において協議の上、整理する。ただし、同調査研究は飽くまで参考であり、それに基づく授業内容の見直しや新たな科目開講を求めるものではない。

◆ **希望する学生が3年次終了までに必要な単位を修得し、早期卒業・飛び入学をすることが促進されるよう、教育課程編成上の配慮や、適切な学習指導の実施等の教育上の配慮を行うこと**

- 早期卒業・飛び入学の可否については、法学部を置く大学・法科大学院を置く大学の定める基準に基づき判断すべき事項であるが、上述のような配慮が必要であり、促進のための適切な運用を期待。
- 法曹コースの形態として、プログラムに登録した学生が指定された科目(法曹コースの学生のみを対象とした科目や学部・学科の全学生を対象とした科目)を履修する「履修プログラム方式」も可能とする。

(留意事項)

- 法律基本科目に相当する科目(7法)以外にも、法情報検索など、法曹コースの要件とはしないものの、開設を推奨すべき科目が考えられる。

- 法曹コースへの学生の振り分けは、時期や方法について各大学の柔軟な運用を可能とする。また、振り分け後に学生がコースから離れることを可能とする。
- 法曹コースの学生であっても、大学教育の目的を踏まえ、一般教養科目について、他の学生と同様に履修することが必要。
- 法学部においては、法曹コースの学生はもちろん、法曹コースへの振り分け前の学部生等を対象に、社会において法律が実際にどのように適用され、法曹がどのような活動をしているかを学ぶことができるように、法律実務家等による講義や講演の機会を設けるなど一層の工夫が期待される。

(2) 質保証

- ◆ **法曹コース（修了者）の質保証：入学者選抜により法曹コース修了者の適性を審査するとともに、法科大学院に対する認証評価や加算プログラムにおいて、法曹コースから連携先の法科大学院へ進学した者の司法試験合格率（特に「3 + 2」の対象者については修了後1年目の合格率）を厳正に評価する**

- 法曹コースの質保証の観点から、少なくとも、法曹コースの要件設定・認定又は法科大学院における法曹コース出身者の特別選抜のいずれかを厳格に行うことが必要だが、制度開始当初は特別選抜に求める比重が大きくなる。
- 更に、法曹コースから法科大学院に進学した者について、法曹コース及び法科大学院の双方において、司法試験に合格するよう責任ある教育を実施することを担保するため、法科大学院に対する認証評価や加算プログラムにおいて、法曹コース出身者（「3+2」の対象者以外を含む）の司法試験合格率を厳正に評価する。
※ 特に、「3+2」の対象者については、修了後1年目の合格率についてこれまでの実績以上となることを求めることとする。

（「基本的方向性」：これまで早期卒業・飛び入学制度を活用して既修者コースに進学した学生の修了後1年目の司法試験合格率は約57%と既修者平均より10%以上高い。）

4. 法曹コース設置の効果

(1) 「3 + 2」の促進

- ◆ **法曹コースの学生について「3 + 2」が促進されるよう、制度的な手当てを含めて必要な措置を講じる**

- 法曹コースにおいては、3年次終了までに必要な単位を修得できる教育課程を編成するよう配慮が求められ、学生はその課程を厳格な成績評価を経て終えることになるため、当該学生は、連携先の法科大学院の既修者コースへの進学に必要な学識を培うことができた者として、学部で4年間在籍することを要せずに既修者コースへの進学が可能となる。
※ 早期卒業の要件を満たせば、学位を取得することができる。

- 制度的な手当として、以下の措置を講じる。
 - ・ 法曹コースからの特別選抜((2)において後述)を法令上規定する。
 - ・ 飛び入学の可否を、法曹コースの学生が連携先の法科大学院で科目等履修した単位の成績や、いわゆる既修者認定試験の成績等も含めて判断できるよう、学校教育法など関連規定を改正する。
(法科大学院への入学者選抜において、早期卒業・飛び入学により入学しようとする者に対する適切な配慮を求める。)

(2) 法科大学院との接続

◆ 入学者選抜において、書類審査や面接等を重視する方式を含む、特別選抜の対象とする

【特別選抜の規模感】

- 特別選抜枠は、各法科大学院の定員の5割を上限とし、かつ、原則として実入学者数の2分の1を超えないこととする。書類審査や面接等を重視する方式(いわゆる推薦方式)の対象は定員等の4分の1以下とする。
 - ※ 「実入学者数」の考え方については、志願者に不利益を及ぼさないものとなるよう留意しつつ、事務局において検討する。
 - ※ 特別選抜枠を経て進学するため、法曹コース修了、即法科大学院への進学に結びつくものではないことに留意。

【特別選抜の方法】

- 原則として、学生自らが応募する方式とする。
- 書類審査や面接等を重視する方式の対象は、連携先の法曹コース修了予定者に限定する。なお、当該方式を導入するか否かは、各法科大学院の判断に委ねることとする。
- 法曹コース修了予定の3年生が、法律基本科目に相当する科目の履修が終わらない状況で既修者コースの特別選抜を受験することが一般化する可能性を踏まえ、「法学既修者認定試験は、履修したものとみなす予定の科目全てを対象とすべきである」「履修免除は、原則として、対象となる1年次配当の必修科目を一括して行うべきである」とした過去の整理(平成21年4月17日法科大学院特別委員会報告)については、これを改める。

【開放性の理念との関係】

- 同一の選抜方式の中で、自大学の法曹コース出身者と、連携先の他大学の法曹コース出身者について異なる取扱いをしないことを原則とする。
- 特別選抜及び一般選抜において自大学枠を設けることは認められないが、地方においても十分な司法サービスの提供を担う法曹を確保することが不可欠であることに鑑み、地方大学枠は認める。

【その他】

- 特別選抜は法令上明確に位置付け、連携関係にある法曹コースの学生に対して

特別選抜を行うことを必須とする(再掲)。

- 連携関係にない法曹コースの学生も特別選抜の対象となり得ることから、法曹コースとして指定されている課程が一覧できるような方策について、事務局において検討する。
- 特別選抜枠の設定に伴い、加算プログラム等における競争倍率に係る客観的指標については、一般選抜枠等に限定適用する方向で、事務局において検討する。

(3) 教育課程

- ◆ ①入学前に大学院で修得した単位を入学後の修得単位としてみなすことのできる上限(専門職大学院設置基準第22条第2項・30単位)、②法学既修者について、法科大学院の単位を修得したものとみなすことのできる上限(同第25条第1項・30単位)、③これら①、②を合算した上限(同第25条第3項・30単位)を一定程度緩和する

- 各法科大学院が既修者認定の対象として新たに加える科目は、基礎法学・隣接科目等を想定しつつも、各法学部・法科大学院の判断とする。また、法学未修者が2年次になって初めて学修する法律基本科目(行政法、訴訟法等)についても、既修得単位として認定する対象とすることも認める。
- 修得したものとみなすことができる単位数の上限の緩和を効果的に活用することが期待されるが、プロセスによる法曹養成の理念が損なわれないよう、法科大学院における教育内容の充実を併せて図ることが求められる。

II. その他

1. 法科大学院の定員規模

(1) 現状

- ◆ 平成27年6月の法曹養成制度改革推進会議決定において、法曹人口について「1,500人程度は輩出されるよう、必要な取組を進め」とされることともに、「各法科大学院において修了者のうち相当程度(…各年度の修了者に係る司法試験の累積合格率が概ね7割以上)が司法試験に合格できるよう充実した教育が行われることを目指す」とされた。
- ◆ この決定を踏まえ、平成27年11月の法科大学院特別委員会において「法曹人口の在り方に基づく法科大学院の定員規模について」が示され、累積合格率7割の達成を前提に、1,500人の合格者輩出のために必要な定員の試算として「当面2,500人程度」が示されるとともに、「適切に定員規模の設定を行っていくことが必要である」とされた。
- ◆ その後、加算プログラムを通じて各法科大学院における自主的な組織見直しを促した結果、平成30年4月における法科大学院の入学定員は2,330人となっている。

(2) 今後の方針

- ① 一定の期間において、平成 30 年度の法科大学院の入学定員（2,300 人）を総定員の上限として定めること
- ② 文部科学大臣と法務大臣が法科大学院の定員について協議する仕組みを創設すること
- ③ 法科大学院が収容定員の増を行う場合について、認可事項とすること

2. 法科大学院カリキュラムの更なる体系化

(1) 現状

- ◆ 法科大学院のカリキュラムについては、告示において開設すべき科目群が規定され、各科目群の単位数の目安が認証評価基準で規定されているほか、法律基本科目をはじめ一部科目については、各法科大学院のコア・カリキュラム（「共通的な到達目標（第 2 次修正案）」（平成 22 年 9 月））が示されている。
- ◆ 一方、各科目・各科目群間の関係等について、明文上の規定はない。

(2) 今後の方針

- ◆ 法科大学院カリキュラムの更なる体系化により、法科大学院教育全体としての質の向上と、教育効果の確保、充実が期待される。

3. 法学未修者・社会人、地方への配慮

(1) 未修者コースの充実を図ること

- ◆ 法科大学院への入学者選抜においては、多様性確保等のため、未修者・社会人への適切な配慮を求める。
- ◆ 未修 1 年次から 2 年次への進級に当たり、各法科大学院が共通して客観的に進級判定を行う仕組みとして、平成 31 年度（2019 年度）から「共通到達度確認試験」を本格実施する。
 - ※同試験を活用して未修者教育の改善・充実を行う大学に対する支援を実施
- ◆ 優れた未修者教育の実例等を体系化するための調査研究を実施する。

(2) 地方における法曹の確保を支えること

- ◆ 地方大学をはじめ、法科大学院を設置していない大学が他大学の法科大学院と連携して法曹コースを置くことを促進する。
 - ※法科大学院の特別選抜においては、地方大学枠を設けることを認める。
- ◆ 加算プログラムにおいて、引き続き、法科大学院の地域ごとの適正配置に配慮することともに、法科大学院間の連携・連合の取組を支援する。

Ⅲ. 制度の開始時期

- ◆ 平成 32 年度からの適用を念頭に調整する。